

論文：

なぜ学生参画が進まないのか？ —コーポラティズムの観点から見た大学の構成員再考—

橋本あや、川村和弘

Why Student Partnership is Not Developed in Japan? Rethinking the Constituents of University from the Perspective of Corporatism

HASHIMOTO Aya and KAWAMURA Kazuhiro

要 旨

近年、学生の力を大学運営に活用する「学生参画」への注目が各国で高まっている。日本の各大学においても、様々な形態の学生参画が実践されているが、大学運営への参画は低迷している。本稿では組織と学生の関係から大学運営への学生参画が進まないことを検証し、新たな学生参画による大学運営の可能性を指摘する。

There has been a growing interest in concepts such as student involvement, student participation, and student partnerships. However, student participation in university administration is low, especially in Japanese universities. The purpose of this paper is to attempt to clarify the structural problem in Japan in terms of its relationship with university organizations. The results of the literature review and case studies suggest that the possibility of the university management with new student partnerships.

Key words: Students Participation, Student partnership, Corporatism

キーワード：学生参画、学生パートナーシップ、コーポラティズム

1. はじめに

1.1 学生参画とは

昨今、世界の大学、特に英国、米国、オーストラリア、欧州の大学において、学生関与 (Student involvement)、学生参加 (Student participation)、学生参画 (Student engagement)、学生パートナーシップ (Student partnership) といった概念¹への関心が高まり、特に欧州の大学では制度化された大学運営への学生参加に加え、ボローニャプロセス以降の学生移動拡大を背景に、各大学における質保証活動への学生の関与が必要とされるなど「学生参画」の重要度が増している。日本でも、質保証、大学行政、学習支援など多様な活動を対象に (井上、

2013、田中、2018)、各大学固有の文脈において正課内外問わず多岐にわたる様々な取り組みが展開されている (鈴木、2019)。日本における大学の質保証活動への学生参画 (Student Engagement) を分析した田中 (2018) は、学生参画の定義として、学生の学習成果最大化、大学教育の質保証・向上及び大学運営への利益反映という3つのレベルにおいて、「学生が自らの労力や情報を大学に提供すること」としている。Holen et al. (2020) は、学生パートナーシップを学生の大学への関与に関する包括的な概念と捉えている。本稿でも、個別の授業に留まらず、内部質保証や大学運営を含む教育等の諸活動における学生の関与という意味で「学生参画」とい

1 これらの用語は厳密に区別されずに使用されることもある。

う語を用いる。

1.2 本稿の概要

本稿では、まず、大学運営への学生参画の意義と進展の阻害要因について、先行研究や国内外の取組をレビューするとともに、山口県立大学の事例について、Holen et. al. (2020) による学生参画の4類型に基づく分析を試みる。次に、コーポラティズムの観点から、現状における学生参画の限界について、最後に大学を取り巻く環境の変化、特に2020年のコロナ禍での学生参画の可能性について考察を行う。

2. 先行研究

2.1 学生参画

欧州の多くの国においては、大学運営への学生の関与が法令で定められ、2001年以降ポーランド・プロセスで「学生は高等教育の全面的当事者である」とされ、大学運営に学生が正式に参加している（大場, 2005）。日本においても学生を大学コミュニティの構成員とする学生参画が進み（井上, 2013）、「学生参画」の対象が教育と研究活動への参加を越え、イギリス高等教育アカデミーによる「学生連携 (student as partners)²」に相当する質向上の取り組み、すなわち政策の向上に広がっている（沖, 2016）とする見方があるものの、中心的な活動は授業・学習支援に偏在し、大学運営への参画は進展していないとの指摘（田中, 2018、鈴木, 2019）もある。

国立情報学研究所の学術情報データベースCiNiiにおいて、「学生参画」をキーワードとする論文は、1986年に初見され、2009年の17本をピークに、2010年以降、その数は年1桁台が続いている。「学生参画」かつ「授業」というキーワードを使用して検索した場合、「学生参画」かつ「FD」というキーワードを使用した場合にそれぞれ73件、19件の論文が検出されたのに対し、「学生参画」かつ「質保証」では4件、「学生参画」かつ「大学運営」では3件であった。「学生参加」の場合も同様に、「学生参加」かつ「授業」というキーワードを用いて検索した場合が181件であったのに対し、「学生参加」かつ「大学運営」で検出される論文は12件であった

表1 タイトルに次の語を含む論文数

学生参加		学生参画	
and 授業	181	and 授業	73
and FD	21	and FD	19
and 大学運営	12	and 大学運営	4
and 質保証	3	and 質保証	3

2 例えばエクスター大学において2008年以降立ち上がった「変化のエージェントプロジェクト」では、大学からの賃金によって機関や科目の課題を調査し研究成果をスタッフ会議において報告することで、学生主導により組織的变化を生み出すとともに参加学生にとっては、プロジェクトマネジメント、リーダーシップ、組織開発との分野における能力開発にも役立っているという。

(表1)。

学生参加の事例が拡大する中で、実践的にも研究的にも「質保証」にまつわる課題が顕在化してきている（鈴木, 2019）。大学教育における学生参画の一側面として、「安価な労働力」としての教員負担の軽減があり、参画する学生への教育効果や、学生が関わることで教育改善の促進といった側面に対する関心が希薄であったことを否定することはできない。昨今みられる学生参画型プログラムの拡大傾向からは、「学生を参画させること」自体が目的となってしまう事例も散見され、（鈴木, 2018）一種の流行として実践が展開され得ることへの違和感も有している。「授業評価など教育の質向上活動への学生参加が普及する一方で、運営の中枢部への参加が進展しない」その背景の一つとして「学生を参加させることによって得られる効果が実証されていない」（廣内, 2008）、ノルウェーの大学では「多くの学生がこうした活動に無関心であり学生代表の確保に苦慮している姿や、情報伝達の不備等の問題点が少なくないことが示唆された」（廣内, 2012）。「加えて、学生が意思決定に参加することが直接導きだす利点が依然として明瞭でないことを考慮すれば」「多大な労力を割いて整備を続けていくに値するか疑わしいと言わざるを得ない」（廣内, 2011）といった批判もある。大場（2005）は、フランスにおいても、教務・学生生活評議会の約40%を学生が占めるにもかかわらず、学生の関心が低い理由として、審議事項が専門的であり理解できないこと、学生代表と執行部との間に利益の対立があることその他、現在の学生は消費者として高等教育と向き合っており、大学から提供されるサービスを利用するに止まって、大学運営の当事者としての意識が希薄であることを挙げている。日本における学生FDについても学生FDについては、「権利でも義務でもなく興味で参加している学生をつなぎ止めるために」「楽しくなければなら」ず、「その結果、学生FDはイベント（お祭り）活動に偏る傾向が見られる」（田中, 2018）との見方もある。

このように、学生参画には効果的な活動として評価される一方で、活動の継続が困難といった課題もまた顕在化している。

3. 本研究の対象と方法

3.1 分析の枠組

Holen et al. (2020) は、Olsen (2007) の組織フレームワークに基づき、大学組織と学生参画の2軸4象限（図1）に分類した。上段の第1及び第2象

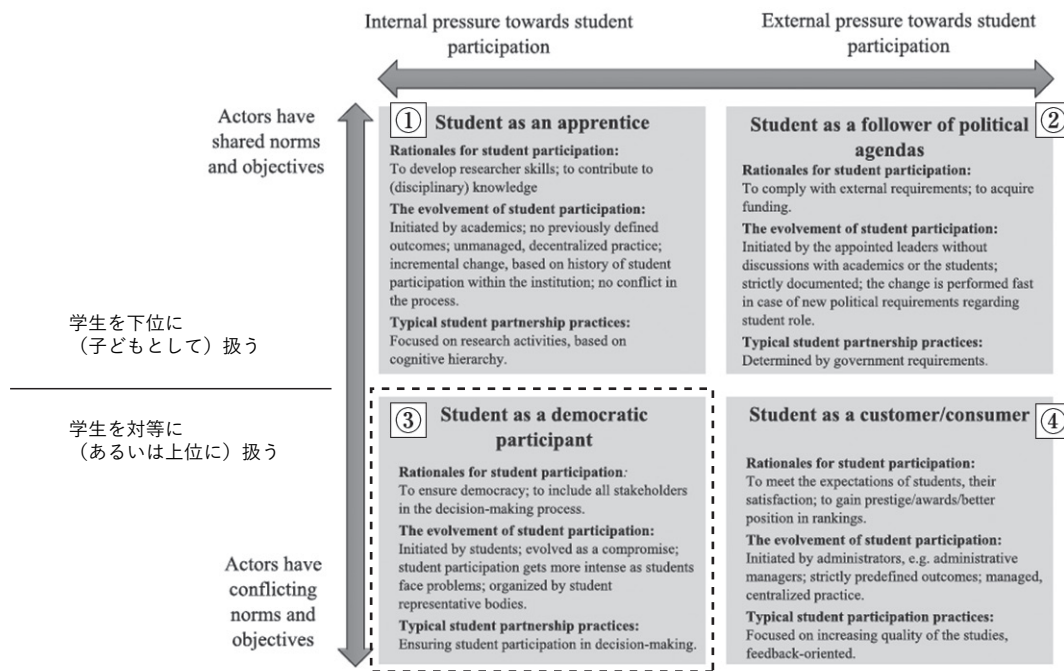


Figure 1. The student partnership framework (Based on Olsen 2007, 30).

図1 Holen, Ashwin, Maassen & Stensaker (2020) に筆者一部加筆

限では、学生は大学組織と利害の対立はなく、例えば研究室での見習い (①) やフォロワー (②) という関係にある。下段の第4象限は、いわば学生消費者主義の関係であり、本稿では主に第3象限の「民主的参加」関係に着目し、学生参画の分析を行う。

3.2 コーポラティズムの観点から見た学生参画

コーポラティズムとは、橋本 (1998) によれば、「身分制的な職能団体 (労働者と経営者の諸団体) が政治的意思決定過程に制度的に参加することによって、相互的な義務と権利に基づく社会的調和を作りだし、協調によって持続的に経済成長を達成しようとする体制・構造・動向の総称」のこととされ、ウインクラー (1979) によれば、「私的所有と国家統制との結合を基礎とした独特の経済組織」と定義されている。後者は厳密性に課題はあるものの、2000年代の日本に生まれた大学法人制度の分析視角を提示している。高等教育政策への政府や利益集団による関与等に言及したClark (1983) などの先行研究がわずかにあるだけであり、高等教育研究においてコーポラティズムに着目した研究はほとんど行われてこなかった。

本稿では、機関内の公的政策形成としての大学運営に、学生という私的利益集団が参画する構造をコーポラティズムとしてとらえ、学生参画が進まない理由を探る手掛かりとする。

コーポラティズム体制においては、ある集団の利益はその代表者を通じた公的政策形成過程への参加によって実現され、やがて利益団体は参加者としての独占性を持つようになる (シュミッター, 1984)。大学において学生団体の代表として要望活動を行う組織は学生自治会が伝統的な存在であろう (沖, 2013)。学生自治会と大学運営組織 (大学当局) との定期的な交渉は、まさにその事例と言えよう。学生すべての利益を大学運営に反映することは困難であるが、大学当局と学生の利益を代表する団体との交渉過程において、両者に利害の対立が存在していても、学生団体が要求実現を図るための協調路線を取ることを通じて、学生個人の利益は解体されていく。日本においても授業改善のみならず、質保証活動や大学運営への学生参画は広がりを見せており (鈴木, 2019ほか)、それらの活動に参加する学生は、いわゆる学生自治会といった学生団体の代表ばかりではないという批判もあるだろう。しかし、参加者が全学生ではなく、その一部である限りにおいて、参加学生を通じた意見が政策に反映されるという「代表」としてのポジションに変わりはないのである。さらに、コーポラティズムにおける国家による私的領域の活動や行動への統制は、強制的形を取らず、民間 (私的) 団体がその利益を政策的に実現しようとする交渉を通じて、気づかれないうちに正当化される (ウインクラー, 1979)。ここから、図1の第3象限から第2象限へと移行する力学が浮き

彫りになる。1980年代以降、世界的な新自由主義的経済体制の拡大に比例するように、コーポラティズムは理論的にも実践的にもその力を急速に失うこととなった。しかし、学生代表団体を通じた大学運営への学生参画を、コーポラティズムによってとらえることによって、学生を対等なパートナーや民主的な参加者として位置づけ、学生参画を進める図1の第3象限に存在する隘路もしくは袋小路を予見することができる。

4. 山口県立大学における学生参画

4.1 全学的課題への学生参画

山口県立大学はその前身である山口県立女子専門学校（1941年）以来、70年以上に渡り山口市宮野にキャンパスを置いてきたが、老朽化に伴い、2017年から2024年にかけて段階的に新棟を建設、キャンパス移転を行う計画がある（山口県立大学第二期整備計画）。2017年3月、学部共通等の供用開始に伴い、大学初のキャンパス移転という教職員側も正答を持たない全学的課題に対し、学生スタッフによる事前調査及び意見が施設レイアウトに影響を与えるなど、大学当局内で議論される選択肢への一定の根拠づけを提供し、利用者である学生の意見を反映する経路が生まれた（橋本・川村, 2020）。また、2016年に大学業務補助として始まった学生キャンパスガイドは、2019年にいったん大学業務補助としての位置づけを離れ、学生の自主的な活動として継続した後、2021年に新3号館紹介プロジェクトとして大学業務に協力することとなった。この間に、学生活動と大学との関係は、「指示を受けての依頼に応える」から「自ら内容を決定する独立した活動」を経て「蓄積したノウハウを提供する協力関係」へと変化を遂げている。前者は学生代表から意見を聞き大学運営に反映させている点において、後者は大学運営と学生活動の連携という点において、学生を「民主的参加者としての学生（第3象限）」とみなす「パートナーシップ」があるといえるだろう。

4.2 学生参画の非継続性

2020年9月の学部教育棟キャンパス移転においても多数の学生が大学業務の補助に参加したが、この学生参画が、前述のように学生の意見を反映させる仕組みがなく、既定計画の作業への協力、言い換えるなら「引越の手伝い」に終わったのであれば、これは、大学は学生を労働力として消費し、参加学生は労働の対価として賃金を得たに過ぎず、パートナーシップ段階とみなすことはせず、大学からの依頼という外的要因によって作業の担い手として大学業務に参加するという点において、政策フォロワーまたは報酬を介した消費者とみなせるだろう。

その他の学生スタッフの活動領域においても、2008年には学生参画に相当する活動が行われていたが、2010年度以降存在しないことが報告されている（橋本・川村, 2020）ように、学生参画が継続されているとはいえない状況である。

5. 考察及び結論

日本における大学運営への学生参画について、文部省（2000）は次のように述べている。「欧米諸国においては、伝統的に、学生の代表が大学の管理運営組織の正式なメンバーとされ、広範に大学運営への学生参加が認められている。しかし、このような制度を現時点において、我が国の大学に取り入れることは、これまでの経緯や、現在の大学の意思決定システムとの整合性に配慮する必要があり、慎重に検討すべきものと考えられる」。そのような外的要因だけでなく、組織が学生をどのように捉えているかという内面的要因による影響も少なくないのではないか。

沖（2016）は「数年で卒業していく学生の専門性や責任に対する教職員側の根強い不信感」の存在を指摘している。これは、図1の上段にある第1及び第2象限に位置する、学生を未熟な「子ども」「追随者」として扱う関係性である。ノルウェーにおいても学生の代表が大学の意思決定に参画することが制度化され、関与していたにもかかわらず、運営上の問題はほとんどがスタッフ（教職員）によって決定されているという第3象限から第2象限に押し出される危険性を指摘する報告がある（Holen et al. 2020）。

また、田中（2018）が指摘する、楽しい活動でなければ学生が参加しないという学生消費者主義も存在している。これは図1における第4象限である。

山田（2021）は、質保証活動への学生参加には、大学組織の学習と学生の学習双方にメリットがあり、外的圧力による学生参加（図1における第2象限及び第4象限）から、いわば、内的なインセンティブに基づく第3象限への移行を促している。しかし、第3象限には、学生の参加が一部の代表を通じたものである限り、第2象限へと移行するコーポラティズム的な隘路の存在を3.2で示した。学生を下位に扱う第1及び第2象限においてだけでなく、「上位」の顧客として扱う第4象限においても、そして、対等なパートナーとして扱う第3象限においても、学生参画の進展を妨げる力が働くのである。

このような隘路においても、学生参画を機能させるためには、どうすればよいのだろうか。学生を顧客として重要に扱う一方、学生消費者主義を避けつつ、民主的な参加に潜むコーポラティズムにも注意を払いながら、これまで実現できなかった、直接民

主義的な学生参画の可能性を追求する必要がある。

筆者は、橋本・川村(2020)において、2022年に迫った民法改正による成人年齢の18歳への引き下げ、すなわちこれまで「子ども」扱いしてきた学生が法的にも「大人」として入学してくる状況において、学生とどう接するか、その姿勢が教職員側に問われていること、さらに「教職員の視点だけでは学生が求めるものを提供できないという問題」にパートナーシップとしての学生参画が持つ可能性を指摘した。

ここで、新型コロナウイルスの世界的感染拡大への対応という、2020年に生じた「教職員の視点だけでは学生が求めるものを提供できないという問題」に言及しておきたい。

東北大学は、2020年の7~8月にかけて新入生に調査を実施(回答率56.3%)、その中で、東北大学に所属感を持っていない学生が回答者の54%という結果を公表している。教育の提供は主に教員によって可能でも、オンラインで提供される授業では、学生が入学した大学に帰属意識を持つことの難しさをうかがうことができる。キャンパスライフの構成要素には、学生間のやり取り、教員・上級生による質問対応、キャンパスという空間の共有など授業外の部分も多く含まれるからである。

学生を大学のパートナーとみなし、大学に組織的な変化を共に作りだそうとすることは、それを可能とする知識やスキルの教授も含めてスタッフの大きな負担となる。しかし得られる組織の変容、学生の成長もまた大きいのではないか。そこに大学組織と学生による共有地(コモンズ)を作れるかどうかが問われている。

6. 残された課題

本稿では、学生参画について組織(大学)との関係をHolenらの枠組みに依拠して検証し、パートナーシップと呼べる活動、すなわち内発的動機が強い民主的代表者による活動(第3象限に該当)は単発的で継続されにくいことを示した。このような活動が継続されない要因としてコーポラティズムの失敗の可能性を指摘した。しかし、実証的な検証は十分とはいえずこの点は残された課題としたい。

【参考文献】

井上義和(2013)「大学構成員としての学生—「学生参加」の歴史的社会的考察」広田照幸編シリーズ大学6『組織としての大学—役割や機能をどうみるか』岩波書店, 169-195
 ウィンクラーJ.T.(1979)「コーポラティズムの到来」『ケインズ時代の終焉』, ロバート・スキデルスキー編著, 中村達也訳, 日本経済新聞社, 97-

113

大場 淳(2005)「欧州における学生の大学運営参加」『大学行政管理学会誌』9, 39-49
 沖裕貴(2013)「「学生参画型FD(学生FD活動)」の概念整理について—「学生FDスタッフ」を正しく理解するために—」中部大学教育研究13, 9-19
 沖裕貴(2015)「「学生スタッフ」の育成の課題—新たな学生参画のカテゴリーを目指して—」名古屋大学高等教育研究15, 5-22
 沖裕貴(2016)「日本の高等教育における「学生参画」の概念の再整理の試み—新たな「学生連携」の概念をどう捉えるか—」中部大学教育研究16, 1-12
 木野茂(2016)「学生主体の教育改善活動『学生FD』」『立命館大学高等教育研究』16, 197-213
 シュミッターP.(1984)「いまなおコーポラティズムの世紀なのか?」, 『現代コーポラティズム(I)団体統合主義の政治とその理論』第1版, P. シュミッター, G. レームブルッフ編, 山口定監訳, 木鐸社, 34-35
 鈴木学(2017)「日本の高等教育における学生参画型支援プログラムの「質保証」体制構築に関する実践的研究—学習支援の取り組みに焦点を当てて—」東北大学, 博士論文
 鈴木学(2019)「日本の大学教育における学生参画型支援プログラムの類型に関する一考察」『東北大学高度教養教育・学生支援機構紀要』, 5, 93-106
 田中秀佳(2014)「学生参加の今日的意義と課題: 新自由主義大学ガバナンスの批判的検討」『帝京短期大学紀要』18, 119-126
 田中正弘(2018)「日本の大学における学生参画: 質保証への参画を中心として」『大学研究』45, 17-30
 橋本努(1998)「コーポラティズム」『岩波 新哲学講義7—自由・権力・ユートピア』, 岩波書店, 218-219
 廣内大輔(2008)「わが国の大学運営における学生参加—その実現可能性を中心に」『大学教育学会誌』30, 103-108
 廣内大輔(2012)「大学運営に関する学生参加の実際とその課題: ノルウェーの事例を中心に」『大学論集』43, 255-270
 山田勉(2021)「学生参加による高等教育の質保証」, 東信堂
 Clark, B. R. (1983), *The Higher Education System: Academic Organization in Cross-National Perspective*. Berkeley: University of California Press., 171-173.
 Holen, R, Ashwin, P, Maassen, P, and Stensaker,

- B(2020), *Student partnership: exploring the dynamics in and between different conceptualization*, *Studies in Higher Education*, 27, 1-12
- Lizzio, A. and Wilson, K.(2009), *Student participation in university governance: the role conceptions and sense of efficacy of student representatives on departmental committees*, 『*Studies in Higher Education*』, 34(1), 69-84,
- Olsen J. (2007), *The Institutional Dynamics of the European University*. In: Maassen P., Olsen J. (eds) *University Dynamics and European Integration*. *Higher Education Dynamics* 19, 25-54

【主な参考資料】

- 大学改革支援・学位授与機構／質保証システムの現状と将来像に関する研究会（2017）「教育の内部質保証に関するガイドライン」
- 広島経済大学ウェブページ「学生FDサミット2020春in広島経済大学 ～まだ、ここにはない、授業。～を開催します。」 <https://www.hue.ac.jp/news/info/b0b5mu00000080rs.html> 2021年1月10日確認
- 文部科学省「学生生活の充実方策について－学生の立場に立った大学づくりを目指して－」 https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/012/toushin/000601.htm 2020年12月30日確認